

○茅野市街区基準点管理保全要綱

平成21年8月19日
告示第174号

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、茅野市が管理する街区基準点の管理保全に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「街区基準点」とは、国が都市再生街区基本調査により設置したもので、街区三角点、街区多角点、節点及び補助点をいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、都市建設部都市計画課とする。

(街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ、街区基準点使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、街区基準点使用承認書(様式第2号)により使用の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長野県土地家屋調査士会は、街区基準点使用包括承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、街区基準点使用包括承認書(様式第4号)により使用の承認を受けることができる。この場合において、長野県土地家屋調査士会の会員(以下「会員」という。)は、前項の使用手続を省略し、街区基準点を使用することができる。

3 街区基準点の使用を終了したときは、街区基準点使用報告書(様式第5号)により使用の結果を報告するものとする。

4 街区基準点を使用する者は、街区基準点使用承認書(会員にあっては、土地家屋調査士会員証)を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 街区基準点付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、あらかじめ、街区基準点付近での工事施工届(様式第6号)を市長に提出し、市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次条第1項の街区基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、街区基準点付近での工事施工届の提出を省略することができる。

2 前項の効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事等

(3) その他街区基準点の効用に支障をきたすおそれがあると認められる工事等

3 工事施工者は、当該工事等が完了したときは、速やかに街区基準点付近における工事完了報告書(様式第7号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、当該工事等により街区基準点の効用に支障をきたした場合は、当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。この場合において、工事施工者は、街区基準点復旧承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、街区基準点復旧承認書(様式第9号)により復旧の承認を受けなければならない。

5 前項の場合において、既設と同様の構造による再設置が不可能なときは、市長と協議の上、当該構造を変更することができる。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者は、街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ、街区基準点一時撤去・移転許可申請書(様式第10号)を市長に提出し、街区基準点一時撤去・移転許可書(様式第11号)によりその許可を受けるものとする。

2 街区基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の都合により街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、街区基準点一時撤去・移転請求書(様式第12号)により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、土地所有者等と協議の上、街区基準点の一時撤去又は移転をするものとする。

(機能の回復)

第7条 前条第1項の承認を受けた工事施工者は、当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、その機能を回復しなければならない。

2 前項の場合において、既設と同様の構造による再設置が不可能なときは、市長と協議の上、当該構造を変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失し、又はき損した場合は、前2項の規定を準用する。

(再設置工事)

第8条 第5条第4項及び前条第1項の再設置を行おうとする者(以下「再設置施工者」という。)は、街区基準点の再設置工事(以下「再設置工事」という。)の施工方法等について、市長と協議しなければならない。

- 2 再設置工事において、街区基準点は、既設のものを再度使用するものとする。
- 3 前項の場合において、既設のものを再度使用することが不可能なときは、再設置施工者は、市長と協議するものとする。
- 4 再設置施工者は、再設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 5 再設置工事が完了したときには、再設置施工者は、速やかに街区基準点再設置工事完了報告書(様式第13号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 6 再設置施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、市長の指示に従い、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用負担)

第9条 再設置工事に要する費用(既設の街区基準点の除去費用等を含む。)及び街区基準点の測量作業に要する費用は、再設置施工者が負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

街区基準点使用承認申請書		
年 月 日		
(あて先)茅野市長		
申請者	住所	
氏名	印	
茅野市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により茅野市街区基準点の使用について下記のとおり申請します。		
記		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する街区基準点	計 点	
測量方法		
測量作業機	名称	
	担当者氏名	

関	所在地	電話
備考		

様式第2号(第4条関係)

街区基準点使用承認書		
承認番号 第 号		
年 月 日		
様		
茅野市長 印		
年 月 日に申請のありました街区基準点の使用については、下記のとおり承認します。		
記		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する街区基準点	計 点	
測量方法		
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	電話
使用条件		
1 街区基準点使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。		

<p>2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。</p> <p>3 作業者は、使用時に街区基準点使用承認書を常時携行すること。</p> <p>4 使用にあたっては、街区基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。</p> <p>5 街区基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原状復旧すること。</p> <p>6 作業者は、街区基準点の使用を完了したときは、下記の書類を添付して街区基準点使用報告書を市長に提出すること。</p> <p>(1) 基準点現況報告書 (2) 精度管理表 (3) 成果表、網図の写しなど</p>	
担当連絡先	

様式第3号(第4条関係)

街区基準点使用包括承認申請書	
年 月 日	
(あて先) 茅野市長	
申請者	住所
氏名	印
茅野市街区基準点管理保全要綱第4条第2項の規定により街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認申請します。	
記	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日 間)
測量地域	茅野市街区基準点設置区域
使用する街区基準点	茅野市が管理を行っている全ての街区基準点(使用時点で街区基準点として取り扱われているものに限る。)
測量方法	

申請者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	電話
測量作業担当者	氏名	長野県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士
	住所	電話
備考		

様式第4号(第4条関係)

街区基準点使用包括承認書		
承認番号 第 号		
年 月 日		
様		
茅野市長 印		
年 月 日に使用包括承認申請のあった街区基準点の使用について、下記のとおり承認します。		
記		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域	茅野市街区基準点設置区域	
使用する街区基準点	茅野市が管理を行っている街区基準点(使用時点で街区基準点として取り扱われている点に限る。)	
測量方法		
測量作業担	氏名	長野県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士
	住所	

当 者		電話
使用条件		
<p>1 街区基準点使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。</p> <p>2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。</p> <p>3 作業者は、使用時に土地家屋調査士会員証を常時携行すること。</p> <p>4 使用にあたっては、街区基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。</p> <p>5 基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原状復旧すること。</p> <p>6 作業者は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点使用報告書を、下記の書類を添付し市長に提出すること。その場合、長野県土地家屋調査士会が取りまとめの上、毎月一括して茅野市長に報告する方法によることができる。</p> <p>(1) 基準点現況報告書 (2) 精度管理表 (3) 成果表、網図の写しなど</p>		

様式第5号(第4条関係)

街区基準点使用報告書		
年 月 日		
(あて先) 茅野市長		
報告者 住所		
氏名 印		
<p>年 月 日付け 承認番号 第 号にて承認を受けた街区基準点の使用について、茅野市街区基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用した街区基準点	計 点	
測量作業	名称	
	担当者氏名	

機関	所在地	電話	
使用結果 (精度)	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
	No.	～ No.	相対精度1 :
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)		

様式第6号(第5条関係)

街区基準点付近での工事施工届		
年 月 日		
(あて先)茅野市長		
届出者 住所		
氏名 印		
茅野市街区基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
工事件名		
工事場所	茅野市 番地	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事概要		
街区基準点番号		
工事請負者	名称	
	担当者	

	所在地	電話
添付図書	1 位置図、断面図及び平面図(工事等施工位置と街区基準点の位置関係を明示したもの) 2 引照点図又は市長の指示する測量資料 3 写真(街区基準点及びその周辺、全引照点がわかるもの)	

様式第7号(第5条関係)

街区基準点付近における工事完了報告書	
年 月 日	
(あて先)茅野市長	
報告者 住所	
氏名 印	
年 月 日に届け出た街区基準点付近での工事が完了しましたので、茅野市街区基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。	
工事件名	
工事場所	茅野市 番地
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
街区基準点番号	
街区基準点の状況	(1) 測量標のき損状態：
	(2) 構造物のき損状態：
	(3) その他：
工事請負者	名称
	担当者
	所在地
添付図面	1 位置図 2 完了写真(街区基準点及びその周辺が確認できるもの) 3 街区基準点の異常の有無が確認できる測量資料(工事前と工事後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

様式第8号(第5条関係)

--

街区基準点復旧承認申請書		
年 月 日		
(あて先) 茅野市長		
報告者 住所		
名称 印		
茅野市街区基準点管理保全要綱第5条第4項の規定により、街区基準点の復旧について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	茅野市 番地	
復旧する街区基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで	
復旧工事請負者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	電話
備考		

様式第9号(第5条関係)

街区基準点復旧承認書	
承認番号 第 号	
年 月 日	
様	
茅野市長	
印	

<p>年 月 日に申請のありました街区基準点の復旧について、下記のとおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
復旧理由	
復旧内容	
復旧場所	茅野市 番地
復旧する街区基準点	
復旧期間	年 月 日から 年 月 日
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 復旧作業終了後は、速やかに茅野市の検査を受けること。 2 測量標は既設のものを再度使用することとしますが、使用不可能な場合は、都市計画課へ連絡し、協議すること。 3 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点再設置工事完了報告書(様式第13号)を提出し、茅野市の検査を受けること。 4 検査に合格したときには、速やかに茅野市へ街区基準点を引き渡すこと。 5 承認内容に変更が生じた場合、又は協議事項が生じた場合は、速やかに都市計画課に連絡すること。 	
担当連絡先	

様式第10号(第6条関係)

<p>街区基準点一時撤去・移転許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)茅野市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>工事等により支障となる公共基準点の一時撤去・移転について、茅野市街区基準点管理保全要綱第6条の規定により、下記のとおり許可申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
一時撤去・移転理	

由	
工事件名	
工事場所	茅野市 番地
一時撤去・移転する街区基準点	茅野市 番地
移転する場合の移転候補地	
工事期間	で 年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	で 年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名称
	担当者
	所在地 電話
添付図面	1 位置図、平面図(工事位置と街区基準点の位置関係を明示したもの) 2 引照点図又は市長の指示する測量資料 3 写真(街区基準点及びその周辺が確認できるもの) 4 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
備考	

様式第11号(第6号関係)

街区基準点一時撤去・移転許可書		
許可番号 第 号		
年 月 日		
様		
茅野市長		印

<p>年 月 日に申請のありました街区基準点の一時撤去・移転について、下記のとおり許可します。</p>	
許可事項	一時撤退 ・ 移転
移転先	茅野市 番地
一時撤去・移転する街区基準点	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 測量標再設置位置については、都市計画課と協議すること。 2 復旧作業終了後は、速やかに茅野市の検査を受けること。 3 測量標は既設のものを再度使用することとするが、使用不可能な場合は、都市計画課へ連絡し、協議すること。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点再設置工事完了報告書(様式第13号)を提出し、茅野市の検査を受けること。 5 検査に合格したときには、速やかに茅野市へ街区基準点を引き渡すこと。 6 一時撤去の中止等、承認内容に変更が生じた場合、又は協議事項が生じた場合は、速やかに都市計画課に連絡すること。 	
担当連絡先	

様式第12号(第6条関係)

<p>街区基準点一時撤去・移転請求書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)茅野市長</p>	
<p>請求者</p>	<p>住所</p>
<p>氏名</p>	<p>印</p>

茅野市街区基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により、街区基準点の一時撤去・移転を下記のとおり請求します。	
記	
一時撤去・移転理由	
請求場所	茅野市 番地
一時撤去・移転する街区基準点	
請求期間	年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第13号(第8条関係)

街区基準点再設置工事完了報告書	
年 月 日	
(あて先) 茅野市長	
報告者	住所
名称	印
年 月 日付け 承認番号 第 号で承認を受けた街区基準点の(一時撤去・移転)について、街区基準点再設置工事が完了しましたので、下記	

のとおり報告します。	
工事件名	
工事場所	茅野市 番地
設置工事完了日	年 月 日
設置街区基準点番号	
工事請負者	名称
	担当者
	所在地 電話
添付図書	<ol style="list-style-type: none"> 1 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの) 2 写真(設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにするもの) 3 その他市長が必要と認める書類